

長野県告示第534号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年10月3日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下仁田浅科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
佐久市志賀字新子田前6546番の1地先から 佐久市新子田字刃久保766番の4地先まで	旧	5.2~13.8 m	0.6427 km
	新	11.0~41.0	0.6656
同 上	新	11.0~41.0	0.6656

道路管理課

選告示第28号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

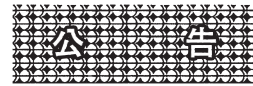
平成20年9月18日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

35,362	35,347
361,347	361,217
7,698	7,672
22,830	22,834
17,895	17,847
9,159	9,119
10,794	10,774
9,147	9,130
9,613	9,574
102,110	102,106
60,415	60,446
46,764	46,711
20,954	20,917

別表中	28,727	を	28,752	に改める。
	14,048		14,014	
	19,695		19,665	
	11,944		11,960	
	19,054		19,053	
	9,180		9,168	
	19,532		19,491	
	8,537		8,521	
	7,494		7,465	
	21,373		21,376	
	18,042		18,072	
	37,906		37,963	
	21,685		21,647	
	8,404		8,397	
	26,366		26,434	

選挙管理委員会



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名
平成20年度長野県災害対策本部室通信機器類等特別点検業務
 - (2) 業務箇所名
長野県庁 災害対策本部室
 - (3) 業務内容
仕様書のとおり
 - (4) 履行期間
契約締結日から平成20年12月10日まで
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県危機管理部消防課
電話 026(235)7183
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成20年9月29日(月) 午後3時
イ 場所 長野県庁 西庁舎災害対策本部室
 - (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年9月25日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
 - (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (8) 契約書作成の要否
要します。
 - (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

消 防 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年9月18日

長野県知事 村 井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁非常用自家発電設備整備点検作業一式

(2) 役務の特質

長野県庁舎の非常用自家発電設備3台(議会増築棟 1,000 KVA、西庁舎 750 KVA、西庁舎電算用 500 KVA)の整備点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成21年2月28日まで

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年10月7日(火) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、平成20年9月30日(火)午後3時までに提出してください。なお、提出した書類の内容等について不備な事項等があった場合

は、開札日の前日までに入札に参加を希望する者の負担において当該書類の再提出を行うなど完全な説明をしてください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

管 財 課

公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成20年9月18日

長野県知事 村 井 仁

1 試験日時

平成20年12月25日(木) 午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

試験地	試験場
松本市	松本大学(松本市新村2095-1)
	長野県松本合同庁舎(松本市大字島立1020)
長野市	長野県庁(長野市大字南長野字幅下692-2)
	長野県長野保健所(長野市中御所岡田98-1)

3 試験科目

- (1) 薬事に関する法規と制度
- (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (3) 人体の働きと医薬品
- (4) 主な医薬品とその作用
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修

めて卒業した者

- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。)、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- (5) 4年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
- (6) 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者

5 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を有することを証する書類

ウ 写真1枚(出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの)

(2) 受験手数料

受験手数料(15,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書に貼って、消印しないでください。)納付してください。

(3) 受付期間

平成20年10月20日(月)から11月7日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで(郵送による場合は、平成20年11月7日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健所

名 称	所 在 地
佐久保健所	佐久市跡部65-1
上田保健所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健所	伊那市荒井3497
飯田保健所	飯田市追手町2-678
木曾保健所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健所	松本市大字島立1020
大町保健所	大町市大町1058-2
長野保健所	長野市中御所岡田98-1
北信保健所	飯山市大字静間町尻1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県衛生部薬事管理課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健所支所では受験願書の受付はできません

らのご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
佐久保健所 小諸支所	小諸市甲上野岸3354-6
飯田保健所 阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1
松本保健所 安曇野支所	安曇野市豊科4960-1
長野保健所 千曲支所	千曲市大字桜堂268-1
長野保健所 須坂支所	須坂市大字須坂1332
北信保健所 中野支所	中野市中央1-4-19

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験場所の変更はできません。

6 合格発表

平成21年1月28日(水)午前9時に長野県内の保健所(長野市保健所を含む。)及び保健所支所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

7 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県衛生部薬事管理課又は最寄りの保健所若しくは保健所支所に行ってください。

薬事管理課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月18日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

株式会社 武石ショッピングセンター

上田市武石沖204-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名 又は名称	変 更 前		変 更 後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	イオン株式会社		午後11時		午後11時
2	株式会社 武石ショッピングセンター				
3	小宮山昭臣	午前9時	午後9時	午前9時	午後9時
4	山田武重			(年間 10日間 午前8 時)	
5	小坂英雄				
6	小坂博美				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変 更 前	変 更 後
駐車場	午前8時30分～ 午後11時30分	午前8時30分～ 午後11時30分 (年間10日間 午前7時30分～午後11 時30分)

4 変更年月日

平成20年8月12日

5 届出年月日

平成20年8月6日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月18日から平成21年1月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月18日

長野県知事 村 井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カタクラモール

松本市中央4-9-43

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

片倉工業 株式会社

東京都中央区京橋3-1-2

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	イオン株式会社				
2	有限会社宮沢雑貨店				
3	有限会社寺島				
4	株式会社東京デリカ				
5	株式会社田多井薬局				
6	有限会社おりじん				
7	株式会社クランボン製菓				
8	株式会社堤治				
9	株式会社かめや				
10	株式会社ニュークイック				
11	魚長鮮魚株式会社				
12	中曽根 晃				
13	山田 研一				
14	株式会社さが美	午前9時	午後11時	午前9時	午後11時
15	株式会社ノセ眼鏡店			(年間10日間 午前8時)	
16	株式会社池上				
17	有限会社ハヤマ				
18	有限会社中央スター				
19	有限会社レディースランドココ				
20	中村漆器産業株式会社				
21	株式会社大創産業				
22	株式会社フォースアウトエンテイツ				
23	片倉工業株式会社				
24	エステール株式会社				

25	中嶋今朝平				
26	サザイ食品製造株式会社				
27	株式会社信州グリーン				
28	株式会社ハニーズ				
29	スナップス販売株式会社				

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A~C	午前8時30分~ 午後11時30分	午前8時30分~ 午後11時30分 (年間10日間 午前7時30分~午後11時30分)

4 変更年月日

平成20年8月12日

5 届出年月日

平成20年8月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月18日から平成21年1月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハイランドシティ松本

松本市双葉358-1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所

イオン 株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	イオン株式会社	午前9時	午後11時	午前9時 (年間10日間 午前8時)	午後11時
2	株式会社ピー・ピー・エス				
3	株式会社藤屋				
4	株式会社田多井薬局				
5	株式会社のぐち				
6	有限会社サンマルコ				
7	エステール株式会社				
8	株式会社ハニーズ				
9	株式会社クワイティブヨコ				
10	株式会社ジュリー金賞堂				
11	有限会社シボート・カンパニー				
12	株式会社タカキュー				
13	株式会社大谷				
14	株式会社インターブレイン				
15	株式会社ブルーグラス				
16	株式会社パレモ				
17	株式会社キング				
18	株式会社タツミヤ				
19	株式会社コックス				
20	株式会社マルタ				
21	株式会社錦				
22	株式会社ツツミ				
23	株式会社笠原書店				
24	スナップス販売株式会社				
25	株式会社キャンドウ				
26	安藤和彦				

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A, B	午前8時30分～ 午後11時30分	午前8時30分～ 午後11時30分 (年間10日間 午前7時30分～午後11時30分)

- 4 変更年月日
平成20年8月12日
- 5 届出年月日
平成20年8月6日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成20年9月18日から平成21年1月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長電ショッピングプラザ
須坂市馬場町1288
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
長野電鉄株式会社
長野市権堂町2201
- 3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業を行う者の氏名又は名称	変更前		変更後	
		開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
1	イオン株式会社	午前9時	午後11時	午前9時	午後11時
2	ジャスフオート株式会社			(年間10日間 午前8時)	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
A, B	午前8時30分～ 午後11時30分	午前8時30分～ 午後11時30分 (年間10日間 午前7時30分～午後11時30分)

4 変更年月日

平成20年8月12日

5 届出年月日

平成20年8月8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成20年9月18日から平成21年1月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成20年9月18日

長野県知事 村井 仁

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-17第 14741号	有限会社暁電業	望月 稔	安曇野市穂高5570-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成20年6月3日	平成20年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 892号	株式会社牛越工業	牛越 重人	北安曇郡松川村5725	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成20年6月3日	平成20年5月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 7591号	天竜水道有限公司	倉田 利明	飯田市上郷飯沼519-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成20年6月4日	平成20年5月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-19第 2120号	株式会社吉澤組	吉澤 利文	駒ヶ根市上穂米町18-6	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成20年6月4日	平成20年4月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 1825号	テクノシステム株式会社	中川 弘	長野市東鶴賀町20-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成20年6月4日	平成20年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-19第 1164号	有限会社小林建業	山本 延男	上水内郡信州新町大字里穂苅39-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及びとび・土工工事業)の取消し	平成20年6月4日	平成20年6月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。